

生駒市規則第 8 号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和 62 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 4 項第 1 号イ中「額（」の次に「医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約をいう。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。」を加え、「350,000 円」を「390,000 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。